



第 132 号

鯉江 賢光

KCCN 副理事長

京都府生活協同組合連合会専務理事

「ダークパターンの罠」

昨年6月から京都消費者ネットワークの理事になりました、京都府生協連の鯉江（なまづえ）といいます。京都府生協連の仕事をするようになったのも一昨年の6月から、それまでは京都生活協同組合で長年仕事をしていました。宅配事業、店舗事業、共済事業等、事業に関わる仕事が多かったため、京都消費者ネットワークで取り上げられる消費者問題に関わることもなく、まして法律の知識もない自分がこの歳になって…というのが理事になっての正直な気持ちです。弁護士の先生方のような専門的な関わり方はできませんが、一人の消費者として少しでも消費者被害が減るように取り組んでいければと思います。

理事会に参加させて頂くようになって戸惑っているのは専門用語が多い事です。長年関わっておられるみなさんにとっては、すでになじんでおられる当たり前の言葉で、専門用語にもあたらないかもしれませんが…

はじめて聞いて何？と思ったのが、例えば「ダークパターンの罠」、みなさんはご存じかもしれませんが、最初にこの言葉を聞いた時に頭に浮かんだのは、スターウォーズのダースベーダー…「確かダースベーダーはフォースのダークサイドに落ちて、恐れや怒り、憎しみに支配されるようになったような…それと関係あるのか？…」

ネットで調べたところ、スマートフォンのアプリやECサイトなどの操作画面で、ユーザーをだましたり、勘違いさせるようなデザインに対して名付けられた名称とのことでした。例えば「まもなくセール終了、お急ぎください！」といった表示でユーザーを焦らせながら、実際にはセール期間が開示されていないといったケース。（テレビでも毎日今から30分以内にお電話いただければ！…と宣伝していますが、あれも同様では？30分以内と言っているからいいのか？けど毎日のようにやってるけど…なんで許されているのか不思議）、それ以外にも人気があるように見せかけるとか、希少性をアピールする等があるそうです。

定期購入の問題も大きな問題として取り上げられ、あからさまなものは少なくなっているようですが、1回だけのつもりで購入したが、2回目から分量が増えて高額になり、解約するにも2回目に送られてきたものは購入しないと解約できないといった被害が増えているそうです。

家に居ながらにして、ボタン一つで買い物ができる。便利な世の中になりましたが、そこには危険も潜んでいます。被害にあわないようにしっかりと確認してから購入するように注意して利用しましょう。

(2025年6月)